

第29回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和7年11月21日(金) 13時30分
第29回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和7年11月21日(金) 13時25分

3. 閉 会 令和7年11月21日(金) 13時56分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 なし

6. 議事録署名委員 3番一市村委員 4番一中島委員

- | | | |
|---------|---------|--|
| 7. 付議議件 | 議案第124号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| | 議案第125号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 議案第126号 | 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について |

8. 農業委員會事務局職員

事務局長 川島 雄司
事務局 笠谷 俊介
事務局 廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	それでは皆さんお揃いになりましたので、ただいまより第 29 回斜里町農業委員会を開催いたします。 本日は出席委員 16 名であり、定足数に達しております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 それでは議長、よろしくお願いいたします。
議長	それでは第29回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、3番市村委員、4番中島委員、お願いします。 日程2、議案第124号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第124号、農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字以久科北2筆、地目は畑、合計面積は 39,995 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年2月1日から令和14年1月31日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年11月4日となっております。 番号2、関係の土地については、字以久科北8筆、地目は畑、合計面積は 49,454 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年12月26日から令和10年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年11月1日となっております。 番号3、関係の土地については、字以久科南1筆、地目は畑、面積は 48,000 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成29年4月1日から令和9年3月31日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年10月20日となっております。 番号4、関係の土地については、字三井1筆、地目は畑、面積は 39,327 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は令和2年3月25日から令和12年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年10月24日となっております。 番号5、関係の土地については、字美咲3筆、地目は畑、合計面積は 47,732 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は1筆が令和4年7月25日から令和7年11月30日、2筆が令和4年12月23日から令和7年11月30日まで、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年11月4日となっております。以上です。
議長	合意解約通知について、番号1から5、決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。

議長	それでは決定とします。 これより休憩します。 (一時休憩) 日程3、議案第125号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案125号、農地法第4条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については、字来運1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は528 m²、申請の理由は用途変更、農業用倉庫 334 m²、通路 194 m²となっております。 位置図は同頁記載の通り、現地確認については11月14日(金)田中委員、武正委員、島田委員で行っています。別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題なしということで区分 1 決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1決定します。 日程4、議案第126号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明をお願いします。
事務局	議案第126号、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議決を求める。また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)公社買入 番号1、関係の土地については字朱円西他4筆、地目は畑、合計面積は87,770 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 28,740 千円、10a あたり 327 千円となっております。位置図は6頁に記載しております。 (2)公社売渡 番号1、関係の土地については字朱円西1筆、地目は畑、面積は48,013 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大の

	ため、価格は15,840千円、10aあたり330千円となっております。 番号2、関係の土地については字以久科北3筆、地目は畑、合計面積は39,757㎡、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は12,900千円、10aあたり324千円となっております。位置図は6頁に記載しております。
議長	(1)公社買入、番号1について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1、決定します。
	(2)公社売渡、番号1と2、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1と2、決定します。
事務局	(3)公社借入 番号1、関係の土地については字以久科北2筆、地目は畑、合計面積は48,498㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,474円となっております。 番号2、関係の土地については字以久科北2筆、地目は畑、合計面積は39,995㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,502円となっております。 番号3、関係の土地については字以久科南1筆、地目は畑、面積は48,000㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,000円となっております。 番号4、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は1,960㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり8,000円となっております。 番号5、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は32,277㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり7,436円となっております。 番号6、関係の土地については字美咲3筆、地目は畑、合計面積は24,264.09㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり9,891円となっております。 番号7、関係の土地については字美咲2筆、地目は畑、合計面積は15,600㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,000円となっております。

	番号8、関係の土地については字美咲3筆、地目は畑、合計面積は47,732㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり11,313円となっています。位置図は6頁に記載しております。
議長	(3)公社借入、番号1から8、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から8、決定します。
事務局	(4)公社貸付 番号1、関係の土地については字以久科北2筆、地目は畑、合計面積は48,498㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,474円となっています。 番号2、関係の土地については字以久科北2筆、地目は畑、合計面積は39,995㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,502円となっています。 番号3、関係の土地については字以久科南1筆、地目は畑、面積は48,000㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり12,000円となっています。 番号4、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は1,960㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり8,000円となっています。 番号5、関係の土地については字豊倉1筆、地目は畑、面積は32,277㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり7,436円となっています。 番号6、関係の土地については字美咲8筆、地目は畑、合計面積は87,596.09㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり11,042円となっています。 位置図は6頁に記載の通りとなっております。 別紙の農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの確認もお願いします。以上です。
議長	(4)公社貸付、番号5が私が関係しているということで後から、先に番号1から4、6、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1から4、6、決定します。

職務代理	会長が関係者ということで5番の案件を審議します。決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
職務代理	それでは決定します。
議長	日程5、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第29回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和7年11月21日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

中島 徹

議事録署名委員

市村 仁宏